

中小企業者及び小規模事業者の経営継続へ向けたさらなる支援を求める意見書

依然として続く新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油価格や物価の高騰に伴う影響は多大であり、令和4年6月発表の景気動向指数速報値では改善を示しているとはいえ、地域の経済、雇用及び生活を支えるという重要な役割を果たしている中小企業者及び小規模事業者は依然として売上が回復せず、雇用の維持、事業の継続が困難な先行きの不透明な状況が続いています。

また、経営者の高齢化・後継者不在という状況も相まって、黒字経営にもかかわらず事業承継ができず廃業となる企業が増加しています。

国においては、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている企業への資金繰りの支援策として持続化給付金、雇用調整助成金、休業支援金等、様々な支援策を講じてきましたが、中小企業者及び小規模事業者では先行きの見通しがたたず、また、「納税の猶予の特例」が令和3年2月に終了したことにより、さらなる不安に駆られております。

よって、国におかれましては経済の好循環が図られるように、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者及び小規模事業者等に対する十分な支援や円滑な事業承継に向けた支援等、事業所また雇用を守るため下記の対策を要望します。

記

- 1 中小企業者及び小規模事業者の廃業を防ぐため、事業承継税制の見直しの中で、利用条件の緩和や制度の拡充を図ること。
- 2 事業再興及び事業承継・M&Aを後押しする支援策と貸付制度等の拡充を図ること
- 3 長期化する新型コロナウイルス感染症により影響を受けている経済状況の改善にむけた財政措置と、経営状況の回復や雇用維持にむけた中小零細企業への資金繰りの支援策と必要な支援策の拡充と期間の延長を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月22日